平成２２年（フ）第３０５号
山口県下関市古屋町２丁目11番19号、前住所
山口県下関市綾羅木本町３丁目４番31号
債務者　小島千鶴子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２８８１号
福岡市城南区別府５丁目３番20―201号
債務者　瓜生とし子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５１９号
福岡市博多区博多駅南４丁目17番８号
債務者　古川　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１３８号
福岡市城南区堤団地23番507号
債務者　芳野　千明
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２２０号
福岡市東区土井２丁目13番７―208号
債務者　西園由里子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２４１号
福岡市中央区春吉２―２―５―301
債務者　古舘　雅俊
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２７７号
福岡市東区八田４丁目８番13―404号
債務者　新原　幸子
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６０５号
福岡県糸島市志摩船越385番地２
債務者　古家　　尚
1　決定年月日時　平成22年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０２号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目15番19号
債務者　高橋　通世
1　決定年月日時　平成22年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１４０８号
仙台市泉区上谷刈３丁目９番５号　コートヴィラＣ101
債務者　渡邊　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２１号
仙台市宮城野区萩野町３丁目16番地の９　第８グリーンハイツ205
債務者　高橋　千春（旧姓小畑）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２２号
仙台市泉区虹の丘４丁目11番地の36
債務者　遠藤　清之
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２５号
仙台市宮城野区燕沢東２丁目５番67号
債務者　三浦　信幸
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３２号
仙台市太白区西多賀４丁目16番37号
債務者　及川　晃一
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３８号
仙台市若林区清水小路５番地の６　エステート五橋302
債務者　千葉　幸美
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４３号
宮城県多賀城市南宮字一里塚25番地の９　南宮ハウス203
債務者　近藤　吉武
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３号
宮城県石巻市清水町２丁目６番18号　清水荘３号、前住所宮城県石巻市水明南２丁目６番16号
債務者　石原　勝幸
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
宮城県東松島市赤井字本谷50番地３
債務者　三浦　恭兵
1　決定年月日時　平成22年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係